

～国の重点支援地方交付金活用事業～
角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金の概要
(介護関係分)

1. 目的

物価高騰等対策として、介護施設等に対して、角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金（以下「特別応援金」という。）を支給することにより、市民生活に不可欠な介護サービスの担い手である介護施設等を支援するとともに、サービスの提供体制の維持に資することを目的とする。

2. 特別応援金（介護関係分）の支給対象施設

特別応援金（介護関係分）の支給の対象となる施設は、令和8年1月1日時点で所在地が市内にあり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ただし、申請日時点においてサービス等の提供を休止している介護施設等を除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定するサービス等（居宅療養管理指導を除く。）を行う施設。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム

3. 特別応援金（介護関係分）の額

区分	支給額
指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	60万円
特定施設入居者生活介護若しくは認知症対応型共同生活介護を行う施設又は介護医療院	40万円
その他の介護サービス事業所 (福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合においては、一の指定とみなす。)	20万円
養護老人ホーム	60万円

4. 申請受付開始日及び申請期限

申請受付開始日は令和8年2月9日（月）とし、申請期限は令和8年3月10日（火）とする。

5. 支給の申請

角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金支給申請書（様式第1号）により申請する。また、特別応援金という性質から迅速な交付が求められるため、申請に際し、角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金請求書（様式第3号）を併せて提出するものとする。

なお、請求書の日付は空欄とし、振込先口座確認書類を添えて、下記申請先へ郵送又は持参により提出する。

申請先：〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町35番地1

角田市 市民福祉部 介護支援課 宛て

6. 支給スケジュール

- (1) 令和8年2月20日までに申請書及び請求書を受理した場合：3月中旬に支給する。
- (2) 令和8年3月10日までに申請書及び請求書を受理した場合：3月下旬に支給する。

7. 申請における留意点

申請は法人単位であり、一法人が複数のサービス等を提供している場合、一申請で全サービス等の申請を行ったものとみなす。なお、複数のサービス等を提供している法人に対しては、支給対象施設一覧を併せて送付する。

振込先口座確認書類は、金融機関、口座番号、口座名義人が分かる「通帳又はキャッシュカードの写し」とする。

※申請書等を書き損じた場合は、下記角田市ホームページから申請様式等をダウンロードしてください。

<https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/12/13270.html>

トップページ > 組織でさがす > 市民福祉部 > 介護支援課 > 角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金について

※医療施設等への特別応援金については、角田市市民福祉部健康推進課から別に通知しています。